

2018年10月2日 全5頁

景気回復で所得税が増えても 法人税が増えていないのはなぜか？

受取配当の増加で「法人が負担する所得税」が増えている

金融調査部
研究員 是枝 俊悟

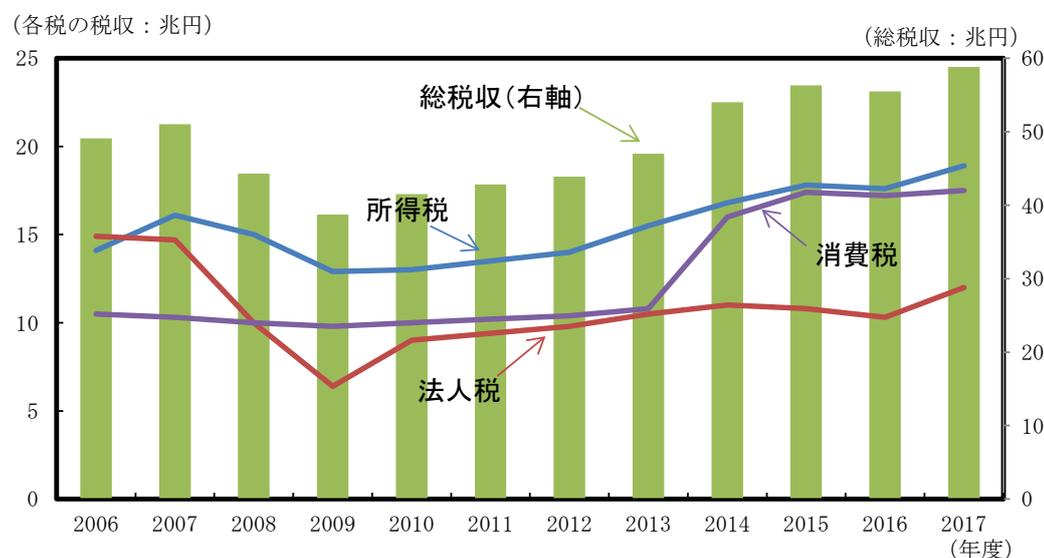
[要約]

- 第2次安倍政権発足以後、所得税の税収は伸びたが、法人税の税収は伸び悩んでいる。
- 法人税の税収が伸び悩んでいる要因としては、法人税の減税が行われてきたことも挙げられる（2013年度～2018年度の改正で年0.9兆円減）が、それよりも「法人が負担する所得税」が増加していること（2017年度は2012年度比で推計年2.0兆円増）の影響が大きい。国内法人が受け取る配当には所得税が課されるが、その所得税額は法人が納めるべき法人税額から控除される。近年の法人の受取配当の増加により、「法人が負担する所得税」が増加傾向にある。
- 「法人が負担する所得税」を所得税から控除し法人税に加算する調整を行うと、2012年度以後、法人税の増収幅は所得税の増収幅と同程度かやや上回る水準で推移している。

税収の推移

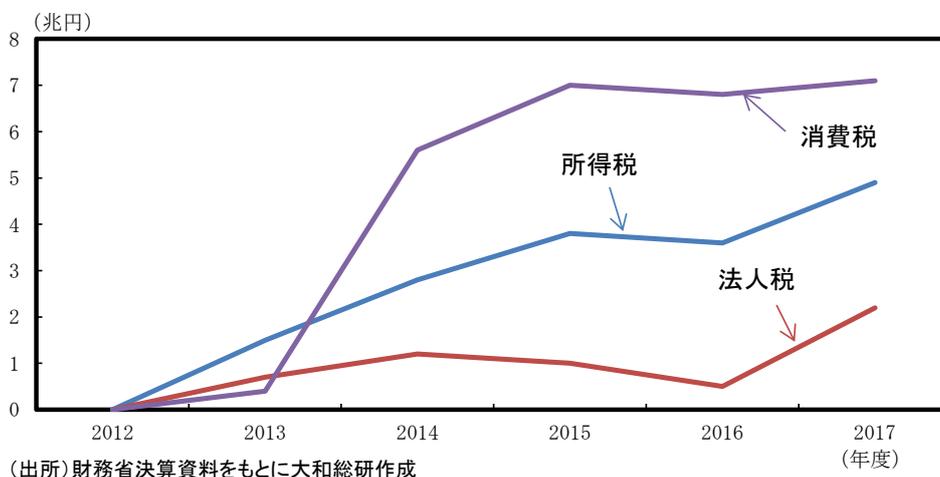
2017年度決算の国の税収は58.8兆円となり、1991年度以来26年ぶりの高水準となった。

図表1 国の税収推移



近年の税収増加を支えているのは、2014年度に税率を引き上げた消費税だが、2012年度から2017年度にかけて所得税の税収も4.9兆円増加している。他方、法人税の伸びは2012年度から2017年度にかけて2.2兆円の増加に留まっている（図表2）。

図表2 2012年度比の税収増加額

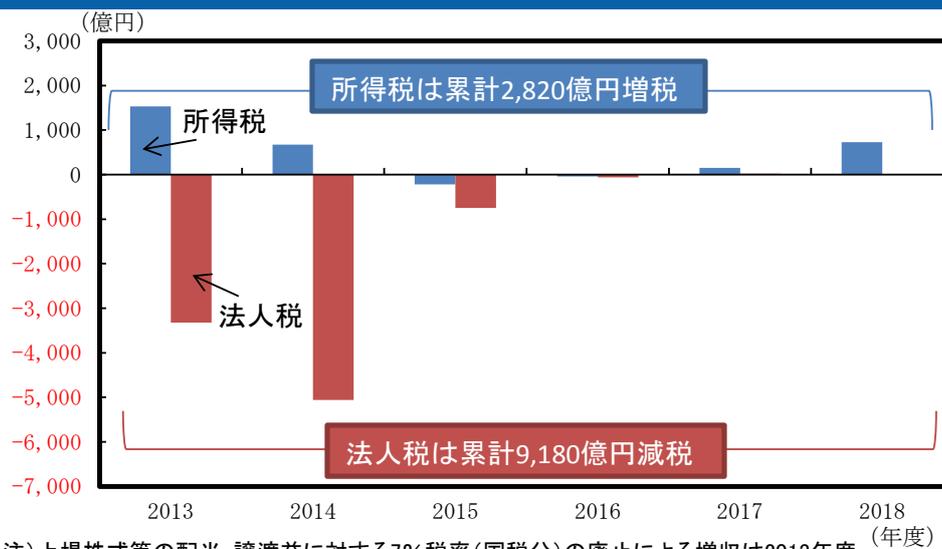


税制改正の影響

国内法人の経常利益は2013年度から2017年度まで5年連続で過去最高を記録している¹。企業業績が改善する中で法人税収が伸び悩んでいる一因として、法人税の減税が指摘されている。

図表3は、第2次安倍政権発足以後（2013年度税制改正以後）の税制改正における、所得税・法人税の増減収見込額である。2013年度から2018年度の税制改正で、所得税は累計2,820億円の増税が行われたのに対し、法人税は累計9,180億円の減税が行われている。

図表3 2013年度以後の税制改正による所得税・法人税の増減収見込額(平年度ベース)



¹ 財務省「法人企業統計」による。

所得税額控除の影響

もともと、税制改正の影響以上に税収に対して大きな影響を及ぼしている要因としては、「所得税額控除」の仕組みが指摘される。

所得税は、個人だけでなく、法人も負担している。法人が利子や配当を受け取った場合、個人と同様に15%または20%の源泉所得税が課される²。その際、法人が支払った所得税額はその法人が負担すべき法人税額から控除することができる（この仕組みを「所得税額控除」という）³。所得税額控除があるため、実質的には法人が受け取った利子・配当には所得税は課税されず、法人税のみが課されるとも言える⁴が、国庫に納まる税目としては所得税である。

近年の法人の受取配当と所得税額控除額の推移を示したものが次の図表4である。

図表4 法人の受取配当と所得税額控除額の推移



(注) 2016年度までは国税庁「会社標本調査結果」による実績値。

2017年度の法人の受取配当・所得税額控除額は、2016年度の実績値に、財務省「法人企業統計」における法人の支払配当の2017年度の伸び率を乗じて推計。

(出所) 国税庁「会社標本調査結果」・財務省「法人企業統計」をもとに大和総研作成

法人の受取配当は2009年度以後増加傾向にあり、2016年度は13.7兆円と、2006年度の10.2兆円を上回っている。2017年度の受取配当はまだ公表されていないが、2017年度の法人の支払配当の伸び率をもとに推計すると、2017年度は16.4兆円と推定される⁵。

² 未上場株式の配当の税率は20%で、利子や上場株式の配当の税率は15%である（2018年度現在で、復興特別所得税を含まない）。

³ ただし、非営利型の一般社団法人・一般財団法人など、（営利事業に該当しない部分について）法人税が課されない法人においては、受取配当等の所得税を法人税から控除できない。以下、レポートでは法人につき、法人税が課される普通法人を前提とする。

⁴ 配当は支払法人において法人税を課税済みの所得から支払われているため、本来は受取法人において再度法人税を課すべきではない（二重課税となっている）。しかし、1/3超の株式を保有している完全子会社・関連会社等からの受取配当は100%益金不算入となり、法人税は課されないが、保有割合が1/3以下の会社からの受取配当は一部が益金に算入され、法人税の課税対象となっている。

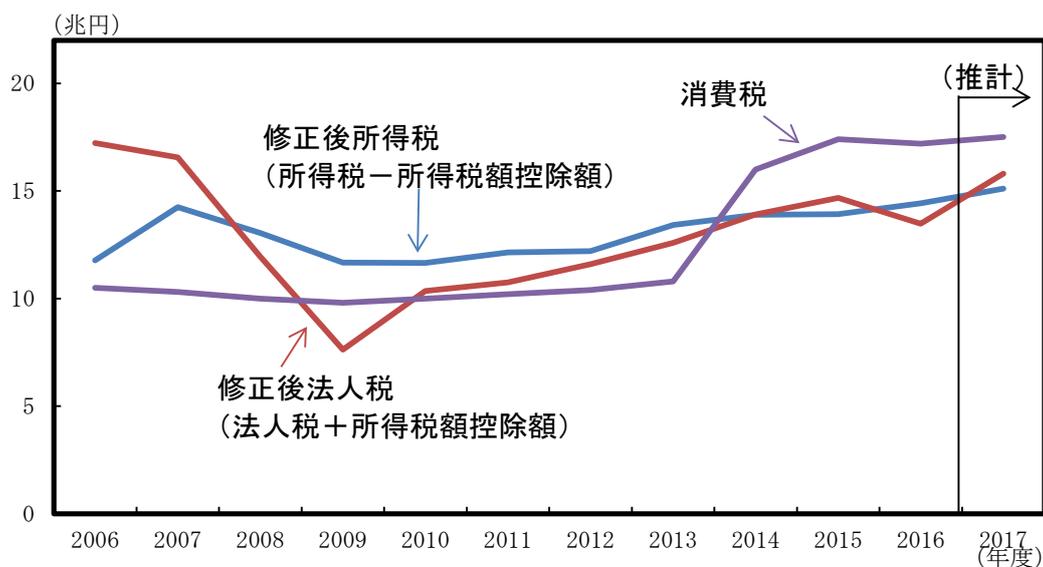
⁵ 国内法人が保有する持ち株比率が変わらなければ、支払配当と受取配当の伸び率はほぼ同じになるため、2017年度の支払配当の伸び率が受取配当の伸び率と同じになったと仮定して推計した。

これに伴い、法人の所得税額控除額も増加傾向にあり、2017年度は3.80兆円と推計され、2012年度の1.80兆円と比べ、2兆円増加したものと推計される⁶。所得税額控除額が2兆円増加したということは、「法人が負担する所得税」が2兆円増加し、2兆円が法人税から所得税へと振り替えられているものと考えられる⁷。所得税額控除の増加による法人税額への影響は、この間の税制改正の影響（9,180億円）よりも大きいと言えるだろう。

所得税額控除を修正した税収推移

所得税額控除額分の所得税は、法人が負担しているが法人税には含まれず、所得税に含まれている税収である。この点を考慮し、所得税から所得税額控除額を控除した「個人が負担した所得税」を「修正後所得税」とし、法人税に所得税額控除額を加算した「法人が負担した所得税と法人税」を「修正後法人税」とした上で、税収の推移を描いたものが次の図表5である。

図表5 国の税収推移(所得税額控除を修正後)



(注)2017年度の修正後所得税・修正後法人税は大和総研推計

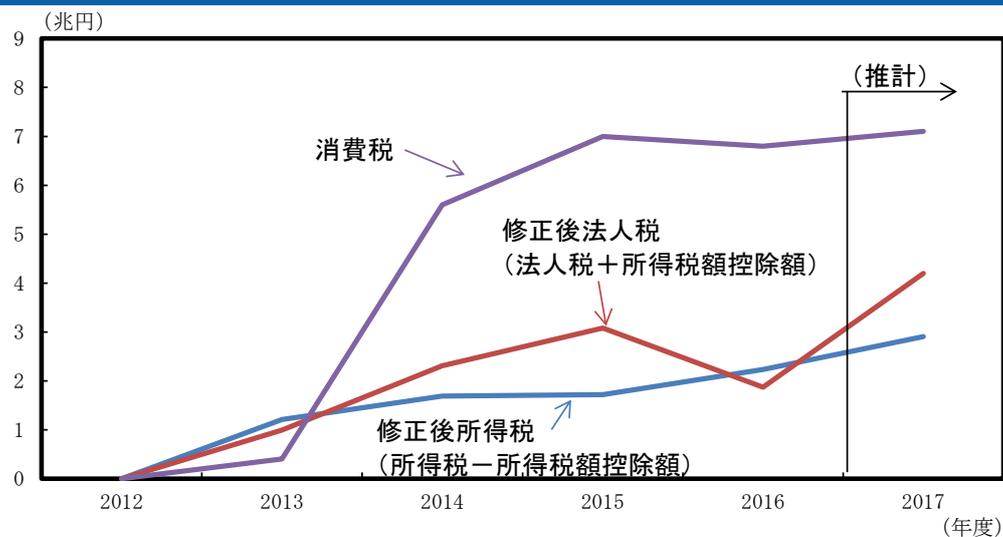
(出所)財務省決算資料・「法人企業統計」、国税庁「会社標本調査結果」をもとに大和総研作成

図表5を見ると、リーマン・ショック後、修正後法人税の税収は順調に増加していることが見て取れ、逆に、修正後所得税の税収はリーマン・ショック後の増加ペースが鈍いように見える。2012年度比の税収増加額を比べた次の図表6を見ると、法人税の増収幅は所得税の増収幅と同程度かやや上回る水準で推移していることが分かる。所得税額控除額の修正を行わず、単純に、所得税収と法人税収の推移を見た図表1・図表2とは大きく印象が異なるだろう。

⁶ 受取配当と同様に、こちらも2017年度の支払配当の伸び率をもとに推計した。

⁷ 法人が、負担した所得税につき所得税額控除を受けないことも可能であるが、敢えて不利になる選択を行う法人は減多にないものと考えられ、所得税額控除額と「法人が負担する所得税」はほぼイコールになるものと考えられる。

図表6 2012年度比の税込増加額(所得税額控除を修正後)



(注) 2017年度の修正後所得税・修正後法人税は大和総研推計

(出所) 財務省決算資料・「法人企業統計」、国税庁「会社標本調査結果」をもとに大和総研作成

今年も年末の税制改正大綱発表に向けて、所得税と法人税の負担のあり方が議論されることになるだろうが、その際には、単純な所得税収と法人税収のみを見るのではなく、所得税額控除を通じて法人税が所得税に振り替わっている部分があることに留意する必要があるだろう。

【以上】